平成２３年（フ）第１７０３号
福岡県宗像市田熊６丁目４番10―404号
債務者　林　　誉
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４２号
福岡市南区長住６丁目10番８号
債務者　石川　順平
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４３号
福岡市南区長住６丁目10番８号
債務者　石川いずみ
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７６６号
福岡市西区拾六町３丁目22―28
債務者　笠木　勝幸
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０８号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目10番１号
債務者　寺田　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８２５号
福岡県春日市千歳町３丁目６番地立石荘203号
債務者　堀江　美香
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８６６号
福岡市博多区那珂３丁目21番27―607号
債務者　石屋　千恵
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８１号
福岡県太宰府市大佐野２丁目１番12―201号
債務者　久保田命子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市川沿町２丁目９番11号
債務者　安田登志之
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市北光町４丁目９番５号　ハイツニシムラＢ―21
債務者　山形　　愛（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１５６号
北海道苫小牧市元中野町３丁目５番18号　元中野ハイツ201号
債務者　小泉　健太
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１６２号
北海道苫小牧市日吉町４丁目29番９―52号
債務者　松本　啓子（旧姓阪野）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１６３号
北海道苫小牧市有珠の沢町７丁目６番27号
債務者　須藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１６４号
北海道苫小牧市日吉町４丁目29番９―52号
債務者　松本　伸治
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３３号
千葉県館山市坂田127番地
債務者　佐野誉志男
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２８６号
山梨県中巨摩郡昭和町西条2622番地　西条北住宅６号
債務者　長瀧　未知（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
山梨県南アルプス市六科212番地２　雇用促進住宅１―308号
債務者　清水　　綾（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
山梨県甲州市塩山千野1184番地
債務者　吉田　金三
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係